

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

- (1) 業務の目的及び内容
別紙「仕様書」のとおり。
- (2) 履行期間
契約締結日から令和9年3月12日まで
- (3) 予算額
5,844 千円

2 注意事項

- (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限
令和8年8月18日（火） 午後5時00分
- (2) 上記(1)に対する確認結果の回答日
令和8年8月19日（水）
- (3) 業務内容に関する説明会
令和8年8月21日（金） 午後1時15分
オンライン（Zoom）にて開催する。参加 URL については(2)と併せて通知する。また、説明会中で参加者から受けた質問については、(5)において、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- (4) 仕様書等に対する質問書提出期限
令和8年8月25日（火） 午後5時00分
- (5) 上記(4)に対する回答日等
令和8年8月26日（水）
- (6) 提案書提出場所及び期限
 - ア 提案書提出場所
広島県農林水産局農業経営課
 - イ 提案書提出期限
令和8年9月1日（火） 午後5時00分
- (7) 提案書に関するプレゼンテーションについて
 - ア プレゼンテーション開催の有無
プレゼンテーションによる提案説明を開催する。
 - イ 開催方法
オンライン会議システム（Zoom）を利用したオンラインでのプレゼンテーションとする。
 - ウ 実施日時
令和8年9月3日（木） 午後2時00分～（詳細な時間については、各企画提案者に対して別途通知する）

エ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

オ 審査の内容

企画提案者によるプレゼンテーションについては、1 提案者あたりの説明時間を 25 分以内（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分）とする。プレゼンテーションは、事前提出の企画提案書により行い、追加資料の配布は認めない。

(8) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

※広島県の令和 7 年～令和 9 年物品・委託役務競争入札参加資格をもっている場合は、a～d に掲げる書類の提出は不要である。

※企業グループで応募する場合は構成者全員分を提出するものとする。

(ア) 単独企業の場合

a 印鑑証明書：受付日前 3 か月以内に発行された正本

b 登記事項証明書：受付日前 3 か月以内に発行された正本

c 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書

d 納税証明書：「県税及び地方法人特別税」（県税事務所（本所・分室）で交付）、「消費税及び地方消費税」（税務署で交付）について、滞納・未納がないことを証明する書面（受付日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）

ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。

e 会社概要説明書【様式 3】

f 機密データの保存等に関する申出書【様式 6】

(イ) 企業グループの場合

a 印鑑証明書：受付日前 3 か月以内に発行された正本

b 登記事項証明書：受付日前 3 か月以内に発行された正本

c 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書

d 納税証明書：「県税及び地方法人特別税」（県税事務所（本所・分室）で交付）、「消費税及び地方消費税」（税務署で交付）について、滞納・未納がないことを証明する書面（受付日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）

ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。

e 会社概要説明書【様式 3】

f グループ構成書【様式 4】

g 委任状【様式 5】

h 機密データの保存等に関する申出書【様式 6】

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。
(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(9) 仕様書等に対する質問について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(4)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書【様式2】により、電子メールにて提出すること。件名を「新規就農者研修制度の研修生確保に向けた広報業務についての質問」とし、送信後、提出先（広島県農林水産局農業経営課）に電話にて着信の確認を行うこと。

《送付先アドレス》 noukei@pref.hiroshima.lg.jp

《農業経営課電話番号》 082-513-3531（ダイヤルイン）

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者の質問にのみ回答する。

(10) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県農林水産局農業経営課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和8年9月8日(火)までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和8年9月9日（水）までに、書面により行う。

(11) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができることとする。

(12) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(14) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(15) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(16) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の実情なく公表又は使用してはならない。

- (17) 提案内容に含まれる特許権など法廷に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任はプロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

- (2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。なお、最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- (3) 契約保証金

公告に定めるとおり

- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し

- (2) 仕様書

- (3) 契約書（案）及び業務処理要領

- (4) 企画提案書作成要領

- (5) 提案書評価基準

- (6) 様式類

【様式 1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式 2】仕様書等に対する質問書

【様式 3】会社概要説明書

【様式 4】グループ構成書

【様式 5】委任状

【様式 6】機密データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県農林水産局農業経営課 担当 松嶋

電話 082-513-3531（ダイヤルイン）